

**早割だと毎月40円  
割引になります**

ご指定の金融機関の口座から、当月分の国民年金保険料を当月末に引き落とす振替方法が「早割」です。この早割だと、納付書でのお支払いや翌月末に引き落とす通常の振替方法と比べて、1ヶ月あたり40円割引になります。

1ヶ月毎のお支払なら早割がお得です（半額免除の承認を受けている方は早割制度をご利用いただけません）。

通常の口座振替をご利用の方で早割への変更を希望する方は、お住まいの市町村国民年金担当窓口、社会保険事務所や金融機関にご相談ください。手続きには、国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書、年金手帳、金融機関への届け印や預貯金通帳をご持参ください。

詳しくはお住まいの市町村国民年金担当窓口またはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

**戸別訪問や電話による納付のご案内をしています**

国民年金保険料の納め忘れがあると、老齢基礎年金が受けられなくなったり年金額が減額となる場合があります。また、障害基礎年金や遺族基礎年金についても受けられない場合があります。

社会保険事務所では皆様の大切な年金権を確保するために、納付期限を過ぎても保険料が納められていない方へ、電話や戸別訪問によって納付のご案内をしています（土曜、日曜日や夜間も実施しています）。戸別訪問では、社会保険事務所職員、国民年金推進員、収納指導員が身分証明書を携帯して、保険料の納付、年金制度の周知の目的で伺っています。

なお、電話や訪問による納付のご案内では、個人情報をお聞き出すということはありません。最近社会保険事務所職員を装い、個人情報をお聞き出すとされる不審な電話が発生していますが、「あやししい？」

と思っただけに回答せず、お近くの社会保険事務所へお問い合わせください。

**年末調整や確定申告で「社会保険料控除証明書」などの添付が必要になります**

納付した国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象になり、税金が軽減されます。平成17年分の所得の申告から年末調整や確定申告で国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合に、保険料の支払いを証明する書類の添付が義務づけられました。

そのため、11月初旬に社会保険庁より「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されることになりましたのでお知らせします。年末調整または確定申告の手続きの際は必ずこの証明書や領収証書が必要になりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

詳しくはお近くの社会保険事務所までお問い合わせください。

**第28回ナイターバレーボール  
大会参加チーム募集**

参加希望チームは、メンバー表と参加費を持参の上、下記の申込先に締切期限までに提出して下さい。多数の参加をお待ちしております。

**申込先**

教育委員会 宮下 賢治  
TEL 35-2210

**締切期限** 平成17年11月18日（金）  
午後4時まで

**参加費** 1チーム 5,000円



**平成21年5月までに裁判員制度がはじまります。**

裁判員制度は、国民のみなさんに裁判員として重大な事件の刑事裁判に参加してもらい、被告人が有罪かどうか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めてもらう制度です。

裁判員制度は、国民のみなさんが裁判に参加することによって、市民感覚を裁判の内容に反映させ、その結果として、司法に対する理解と信頼が深まることを期待して導入されるものです。

裁判員は、衆議院議員の選挙権をもつ国民から無作為に選ばれます。

裁判員制度が実施されますと、青森県では、600人から1,200人に一人の割合で裁判員候補者として、裁判所から呼ばれる可能性があります。

裁判員制度に関する詳しい内容はホームページに掲載しております。

検察庁ホームページアドレス

<http://www.kensathu.go.jp>

青森地方検察庁 電話017-722-5211 (代表)